

音羽山観音寺 永代供養についての規程
(納骨されず永代供養だけ申込まれる場合)

この規定は音羽山観音寺永代供養について定めたものです。

第1条 永代供養の申込は、対象者の宗旨・宗派を問いませんが、供養は当寺の流儀で執り行います。

第2条 永代供養の申込は、申込用紙に必要事項を記載して申請して下さい。また永代供養料として一体金 30 万円をお納め下さい。

第3条 供養をお引き受けした方には、永代供養承諾証を発行します。

第4条 お引き受けした方について音羽山観音寺の過去帳に戒名・俗名を記載し、30 年間にわたり年 3 回(春・秋彼岸、お盆)御回向致します。

第5条 永代供養の開始は、永代供養承諾書を発行した時からとなります。

第6条 お納めいただいた永代供養料はお返し出来ません。

第7条 年会費は必要ありません。

以上

【永代供養料の納先】

◆ゆうちょ銀行口座からのお振込みの方

【記号番号】00910-3-45896

【口座名】 オトワヤマカンノンジ

◆ゆうちょ銀行口座以外からのお振込みの方

[銀行] ゆうちょ銀行

[支店名] ○九九支店(読み:ゼロキュウキュウ)

[口座種別・番号] 当座 0045896

[口座名] オトワヤマカンノンジ